

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	津波 00-01 <u>R 2</u>
提出年月日	<u>令和4年6月2日</u>

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（津波）

（再処理施設）

1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第7条 津波による損傷の防止」及び「第34条 津波による損傷の防止」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

別紙

津波00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(津波)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	6/2	2	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	6/2	2	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	6/2	2	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	6/2	2	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	6/2	2	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	6/2	2	

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第七条, 第三十四条 (津波による損傷の防止) (1 / 3)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 発電炉では、津波から防護する施設について「1.1 耐津波設計の基本方針」の「(1)津波防護対象設備」で定義しているが、再処理施設では許可整合性の観点で「3.2 津波による損傷の防止」の冒頭に記載する。</p> <p>【許可からの変更点】 設工認の設計方針としての考え方が明確となるよう記載を充実させた。</p> <p>【許可からの変更点】 波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれのある施設に対する考慮が明確となるよう記載を充実させた。</p> <p>【許可からの変更点】 事業変更許可において確認した事項が明確となるよう記載を充実させた。</p> <p>(津波による損傷の防止) 第七条 安全機能を有する施設は、基準津波（事業指定基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第三十四条において同じ。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。DB①</p> <p>(津波による損傷の防止) 第三十四条 重大事故等対処施設は、基準津波により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。SA①</p>	<p>第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.2 津波による損傷の防止 設計上考慮する津波から防護する施設は、事業指定基準規則の解釈別記3に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に設置し、また、可搬型重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。DB①-1, SA①-1</p> <p>耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備（これらの施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む）を設置する敷地並びに可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており、事業変更許可においては、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ、汀線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管は、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約55mの敷地に設置されることから、海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはないことを確認している。DB①-2, SA①-2</p> <p>したがって、津波によって、耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。DB①-3, SA①-3</p> <p>【凡例】 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 紫字：SA設備に関する記載 〇：発電炉との差異の理由 □：許可からの変更点等</p>	<p>(6) 耐津波構造</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設は、事業指定基準規則の解釈別記3に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設は大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないものとする。DB①-1, SA①-1</p> <p>耐震重要施設、重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備を設置する敷地及び可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50m～約55m及び海岸からの距離約4km～約5kmの地点に位置しており、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ、汀線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管は、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約55mの敷地に設置することから、海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはない。DB①-2, SA①-2</p> <p>したがって、津波によって、耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない【DB①-3, SA①-3】ことから、津波防護施設等設ける必要はない。DB□, SA□</p>	<p>1.8 耐津波設計</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設は、事業指定基準規則の解釈別記3に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設は大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないものとする。DB◇, SA◇</p> <p>耐震重要施設、重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備を設置する敷地及び可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ、汀線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管は、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約55mの敷地に設置することから、海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはない。DB◇, SA◇</p> <p>したがって、津波によって、耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない【DB◇, SA◇】ことから、津波防護施設等を新たに設ける必要はない。DB◇, SA◇</p> <p>なお、可搬型重大事故等対処設備の据付けは、使用時に津波による影響を受けない場所を選定する。SA◇</p> <p>重大事故等対処施設について、当該設備の保管場所及び使用場所の敷地高さを踏まれば、耐津波設計を講じなくとも、重大事故等に対処するために必要な</p>	<p>3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針 第2章 個別項目 1. 津波による損傷の防止 1.1 耐津波設計の基本方針 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置（変更）許可を受けた基準津波によりその安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設が、基準津波を超え敷地に遡上する津波（確率論的リスク評価において全炉心損傷頻度に対して津波のリスクが有意となる津波。以下「敷地に遡上する津波」という。）に対して、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮することができるよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。</p> <p>なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備は、入力津波に対して機能を十分に保持できる設計とする。</p> <p>敷地に遡上する津波の高さは、防潮堤及び防潮扉の高さを超えることから、防潮堤及び防潮扉は、津波の越流時の耐性を確保することで防潮堤の高さを維持し、防潮堤内側の敷地への津波の流入量を抑制する設計とする。また、止水性を維持し第2波以降の繰返しの津波の襲来に対しては、防潮堤内側の敷地への津波の流入又は回り込みを防止する設計とする。</p> <p>(1) 津波防護対象設備 a. 基準津波に対する津波防護対象設備 設計基準対象施設が、基準津波により、その安全性が損なわれるおそれがないよう、津波から防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1及びクラス2に該当する構築物、系統及</p>	<p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設では、津波が耐震重要施設等の設置される敷地高さまで到達する可能性がないことを確認しており、津波に対する設備の設計、防護対策、リスク評価は行っていない(以降同様)。</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第七条, 第三十四条 (津波による損傷の防止) (2 / 3)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			機能が損なわれるおそれはない。SA◇	<p>び機器（以下「津波防護対象設備」という。）とする。</p> <p>津波防護対象設備の防護設計においては、津波により防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある防護対象施設以外の施設についても考慮する。</p> <p>また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備についても、設計基準対象施設と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、津波防護対象設備に含める。</p> <p>さらに、津波が地震の随件事象であることを踏まえ、耐震Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を含めて津波防護対象設備（以下、上記に示した津波防護対象設備をまとめて「基準津波に対する津波防護対象設備」という。）とする。</p> <p>b. 敷地に遡上する津波に対する防護対象設備</p> <p>敷地に遡上する津波から防護すべき施設は、重大事故等対処施設とし、基準津波への対策と同様に、重大事故等対処施設を内包する建屋及び区画を高台に配置するか又は建屋及び区画の境界に浸水防護対策を講じることで、内包する重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>また、常設重大事故防止設備及び設計基準事故対処設備と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、可搬型重大事故等対処設備も含めて津波防護対象設備（以下「敷地に遡上する津波に対する防護対象設備」という。）とする。</p> <p>非常用取水設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）は、緊急用海水系の流路であることから、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備とする。</p> <p>残留熱除去系海水系ポンプ、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ（以下「非常用海水ポンプ」という。）は、防潮堤及び防潮扉を越流した津波により海水ポンプ室が冠水状態となることで機能喪失する前提であることから、非常用海水ポンプ並びに同ポンプから海水が供給される高圧炉心スプレイ系及び非常用ディーゼル発電機は防護すべき施設の対象外とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第七条, 第三十四条 (津波による損傷の防止) (3 / 3)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
				(以降については, 入力津波の設定, 津波防護対策等についての内容であるため省略する。)	

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第七条及び第三十四条（津波による損傷の防止）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
DB①	安全機能を有する施設の耐津波設計の方針	技術基準の要求を受けている内容	7条1項	—	a
SA①	重大事故等対処施設の耐津波設計の基本方針	技術基準の要求を受けている内容	34条1項	—	a
2. 事業変更許可申請書の本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
DB㊦	津波防護施設	津波防護施設を設置しないことの記載であり DB①-3 の記載により自明であるため記載しない。	—		
SA㊦	津波防護施設	津波防護施設を設置しないことの記載であり SA①-3 の記載により自明であるため記載しない。	—		
3. 事業変更許可申請書の添六のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類		
DB㊧	本文と添六における同じ趣旨の記載	本文と趣旨が同じであり記載しない。	—		
DB㊨	津波防護施設	津波防護施設を設置しないことの記載であり DB①-3 の記載により自明であるため記載しない。	—		
SA㊧	本文と添六における同じ趣旨の記載	本文と趣旨が同じであり記載しない。	—		
SA㊨	津波防護施設	津波防護施設を設置しないことの記載であり SA①-3 の記載により自明であるため記載しない。	—		
SA㊩	可搬型重大事故等対処設備の使用時の据付け	可搬型重大事故等対処設備の使用時の据付けに関する事項は，第36条「重大事故等対処設備」の基本設計方針に記載しているため記載しない。	—		
4. 添付書類等					
No.	書類名				
a	VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書				

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1 G r					第2 G r (貯蔵庫共用)					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	<p>第1章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.2 津波による損傷の防止</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設は、事業指定基準規則の解釈別記3に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に設置し、また、可搬型重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。</p> <p>耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備(これらの施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む)を設置する敷地並びに可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており、事業変更許可においては、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ、打撈艇から津合約3kmまで敷設する海洋放出管は、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約55mの敷地に設置されることから、海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはないことを確認している。</p> <p>したがって、津波によって、耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。</p>	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書	<p>【1. 概要】</p> <p>【2. 耐津波設計の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業変更許可において、「3. 津波評価」に示すとおり、標高40mの敷地高さに津波が到達する可能性がないことを確認しており、津波により耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。 <p>【3. 津波評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標高40mの敷地高さに津波が到達する可能性がないとした根拠となる、事業変更許可申請書(添付書類四)における津波評価結果の概要を示す。 ・津波評価においては、文献調査により既往津波に関する検討を行ったうえで、既往知見を踏まえた津波の評価として、地震及び地震以外の要因に起因する津波について評価を行い、想定される津波の規模を評価した。 ・さらに、施設の安全性評価として、すべり量が既往知見を大きく上回る波源モデルによる検討を実施した結果、津波が、標高40mの敷地高さに到達する可能性はないことを確認した。 	○	基本方針	-	VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書	<p>【1. 概要】</p> <p>【2. 耐津波設計の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業変更許可において、「3. 津波評価」に示すとおり、標高40mの敷地高さに津波が到達する可能性がないことを確認しており、津波により耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。 <p>【3. 津波評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標高40mの敷地高さに津波が到達する可能性がないとした根拠となる、事業変更許可申請書(添付書類四)における津波評価結果の概要を示す。 ・津波評価においては、文献調査により既往津波に関する検討を行ったうえで、既往知見を踏まえた津波の評価として、地震及び地震以外の要因に起因する津波について評価を行い、想定される津波の規模を評価した。 ・さらに、施設の安全性評価として、すべり量が既往知見を大きく上回る波源モデルによる検討を実施した結果、津波が、標高40mの敷地高さに到達する可能性はないことを確認した。 	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第2 Gr (主要4棟層、E施設共用)						第3 Gr						
			説明対象	申請対象設備 (1項変更②)	申請対象設備 (2項変更③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (1項変更③)	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事	仕様表	添付書類
1	<p>第1章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.2 津波による損傷の防止</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設は、事業指定基準規則の解釈別記2に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に設置し、また、可搬型重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。</p> <p>耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備(これらの施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む)を設置する敷地並びに可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており、事業変更許可においては、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る資源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ、打撈艇から津合約3kmまで敷設する海洋放出管は、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約55mの敷地に設置されることから、海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはないことを確認している。</p> <p>したがって、津波によって、耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。</p>	冒頭宣言													

凡例
 ・「説明対象」について
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 ー：当該申請回次で記載しない項目

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項
1	<p>第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.2 津波による損傷の防止 設計上考慮する津波から防護する施設は、事業指定基準規則の解釈別記3に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に設置し、また、可搬型重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。 耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備（これらの施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む）を設置する敷地並びに可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており、事業変更許可においては、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ、汀線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管は、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約55mの敷地に設置されることから、海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはないことを確認している。 したがって、津波によって、耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。</p>	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書	<p>【1.概要】 1.概要 2.耐津波設計の基本方針 3.津波評価</p> <p>【2.耐津波設計の基本方針】 ・事業変更許可において、「3.津波評価」に示すとおり、標高40mの敷地高さに津波が到達する可能性がないことを確認しており、津波により耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>【3.津波評価】 ・標高40mの敷地高さに津波が到達する可能性がないとした根拠となる、事業変更許可申請書（添付書類四）における津波評価結果の概要を示す。 ・津波評価においては、文献調査により既往津波に関する検討を行ったうえで、既往知見を踏まえた津波の評価として、地震及び地震以外の要因に起因する津波について評価を行い、想定される津波の規模観を評価した。 ・さらに、施設の安全性評価として、すべり量が既往知見を大きく上回る波源モデルによる検討を実施した結果、津波が、標高40mの敷地高さに到達する可能性はないことを確認した。</p>	※補足すべき事項の対象なし

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数						補足説明資料				
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1Gr	第1Gr 記載概要	2Gr(貯)	第2Gr (貯蔵庫共用) 記載概要	2Gr	第2Gr (主要4建屋、E施設共用) 記載概要		3Gr	第3Gr 記載概要		
VI-1-1-1-7								津波への配慮に関する説明書												
1.								概要	【1.概要】	○	概要説明	-	対象となる設備がないため記載事項なし。	-	対象となる設備がないため記載事項なし。	-	対象となる設備がないため記載事項なし。	-		
2.								耐津波設計の基本方針	【2.耐津波設計の基本方針】 ・事業変更許可において、「3.津波評価」に示すとおり、標高40mの敷地高さに津波が到達する可能性がないことを確認しており、津波により耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。	○	基本方針説明	-	対象となる設備がないため記載事項なし。	-	対象となる設備がないため記載事項なし。	-	対象となる設備がないため記載事項なし。	-		
3.								津波評価	【3.津波評価】 ・標高40mの敷地高さに津波が到達する可能性がないとした根拠となる、事業変更許可申請書（添付書類四）における津波評価結果の概要を示す。 ・津波評価においては、文献調査により既往津波に関する検討を行ったうえで、既往知見を踏まえた津波の評価として、地震及び地震以外の要因に起因する津波について評価を行い、想定される津波の規模観を評価した。 ・さらに、施設の安全性評価として、すべり量が既往知見を大きく上回る波源モデルによる検討を実施した結果、津波が、標高40mの敷地高さに到達する可能性はないことを確認した。	○	基本方針の根拠となる津波評価の説明	-	対象となる設備がないため記載事項なし。	-	対象となる設備がないため記載事項なし。	-	対象となる設備がないため記載事項なし。	-	対象となる設備がないため記載事項なし。	-

凡例
 ・「申請回数」について
 ○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
 △：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回数で記載しない項目

別紙 4

添付書類の発電炉との比較

発電炉－再処理施設 記載比較

【VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書】(1/12)

発電炉	再処理施設	備考
<p>V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針</p> <p>1. 概要</p> <p>本添付書類は、<u>発電用原子炉施設の耐津波設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第6条及び第51条（津波による損傷の防止）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に適合することを説明するものである。</u></p> <p><u>また、重大事故等対処施設が、基準津波を超え敷地に遡上する津波（確率論的リスク評価において全炉心損傷頻度に対して津波のリスクが有意となる津波。以下「敷地に遡上する津波」という。）に対して、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮することができるように、第54条（重大事故等対処設備）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に適合することを説明するものである。</u></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【凡例】</p> <p><u>二重下線</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント固有の事項による記載内容の差異 </div>	<p>1. 概要</p> <p>本添付書類は、<u>津波により再処理施設の安全機能を有する施設の安全性及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないとすることが、「再処理施設の技術基準に関する規則」第七条及び第三十四条（津波による損傷の防止）に適合することを説明するものである。</u></p>	<p>再処理施設では、事業変更許可申請書において、評価対象施設の設置される敷地高さまで津波が到達する可能性がなく施設の安全性等が損なわれるおそれがないと評価しており、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較

【VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書】(2/12)

発電炉	再処理施設	備考
<p>2. 耐津波設計の基本方針</p> <p>2.1 基本方針</p> <p><u>設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が、設置(変更)許可を受けた基準津波により、その安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。</u></p> <p><u>また、重大事故等対処施設が、敷地に遡上する津波に対して、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮することができるよう、遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津波対策を講じる設計とする。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波の高さは、防潮堤及び防潮扉の高さを超えることから、防潮堤及び防潮扉は、津波の越流時の耐性を確保することで防潮堤の高さを維持し、防潮堤内側の敷地への津波の流入量を抑制する設計とする。また、止水性を維持し第2波以降の繰返しの津波の襲来に対しては、防潮堤内側の敷地への津波の流入又は回り込みを防止する設計とする。</u></p> <p><u>基準津波に対しては、添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の考慮(11)高潮」を踏まえ、津波と同様な潮位の変動事象である高潮の影響について確認する。確認結果については、添付書類「V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価」に示す。</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波に対しては、全炉心損傷頻度に対して津波のリスクが有意となる津波として、防潮堤前面にお</u></p>	<p>2. 耐津波設計の基本方針</p> <p><u>設計上考慮する津波から防護する施設は、事業指定基準規則の解釈別記3に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に設置し、また、可搬型重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。</u></p> <p><u>耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備(これらの施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む)を設置する敷地並びに可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており、事業変更許可においては、後述の「3. 津波評価」に示すとおり、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ、汀線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管は、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約55mの敷地に設置されることから、海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはないことを確認している。</u></p> <p><u>したがって、津波によって、耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。</u></p>	<p>再処理施設では、事業変更許可申請書において、<u>標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性がないことを確認</u>しており、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較

【VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書】(3/12)

発電炉	再処理施設	備考
<p><u>いて津波高さを T.P. +24m と設定し、確率論的リスク評価を実施していることから、高潮の影響は考慮しない。</u></p> <p><u>2.1.1 津波防護対象設備</u></p> <p><u>(1) 基準津波に対する津波防護対象設備</u></p> <p><u>添付書類「V-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「2.3 外部からの衝撃より防護すべき施設」に従い、設計基準対象施設が、基準津波により、その安全性が損なわれるおそれがないよう、津波から防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1及びクラス2に該当する構築物、系統及び機器（以下「津波防護対象設備」という。）とする。</u></p> <p><u>津波防護対象設備の防護設計においては、津波により防護対象施設に波及的影響を及ぼすおそれのある防護対象施設以外の施設についても考慮する。また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備についても、設計基準対象施設と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、津波防護対象設備に含める。</u></p> <p><u>さらに、津波が地震の随件事象であることを踏まえ、耐震Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を含めて津波防護対象設備（以下、上記に示した津波防護対象施設をまとめて「基準津波に対する津波防護対象設備」という。）とする。</u></p> <p><u>(2) 敷地に遡上する津波に対する津波防護対象設備</u></p> <p><u>敷地に遡上する津波から防護すべき施設は、重大事故等対処施設とし、基準津波への対策と同様に、重大事故等対処施設を内包する建屋及び区画を高台に配置するか又は建屋及び区画の境界に浸水防護対策を講じることで、内包する重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</u></p> <p><u>また、常設重大事故防止設備及び設計基準事故対処設備</u></p>		

発電炉—再処理施設 記載比較

【VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書】(4/12)

発電炉	再処理施設	備考
<p><u>が同時に必要な機能を損なうおそれがないよう、可搬型重大事故等対処設備も含めて津波防護対象設備（以下「敷地に遡上する津波に対する防護対象設備」という。）とする。</u></p> <p><u>非常用取水設備（貯留堰及び取水構造物を除く。）は、緊急用海水系の流路であることから、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備とする。</u></p> <p><u>しかし、残留熱除去系海水系ポンプ、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ（以下「非常用海水ポンプ」という。）は、防潮堤及び防潮扉を越流した津波により海水ポンプ室が冠水状態となることで機能喪失する前提であることから、非常用海水ポンプ並びに同ポンプから海水が供給される高圧炉心スプレイ系及び非常用ディーゼル発電機は防護すべき施設の対象外とする。</u></p> <p>2.1.2 入力津波の設定 (省略)</p> <p>2.1.3 入力津波による津波防護対象設備への影響評価 (省略)</p> <p>2.1.4 津波防護対策に必要な浸水防護の設計方針 (省略)</p> <p>2.2 適用基準 (省略)</p>		<p>発電炉の「V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」の「V-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針」において「2.1.2 入力津波の設定」以降は入力津波の設定等に係る方針の記載であることから省略する。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較

【VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書】(5/12)

発電炉	再処理施設	備考
<p>V-1-1-2-2-2 基準津波の概要</p> <p>1. 概要 <u>本添付書類は、設置（変更）許可を受けた基準津波の概要を説明するものである。</u> <u>基準津波は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地震に起因する津波、地震以外に起因する津波及びこれらの組み合わせによる津波を想定し、不確かさを考慮した上で設定し、設置（変更）許可を受けたものを用いる。</u></p> <p>2. 既往津波 <u>「日本被害津波総覧[第2版]」等によれば、敷地周辺に影響を与えたと考えられる津波には、1677年延宝房総沖地震津波、2011年東北地方太平洋沖地震津波等がある。</u> <u>1677年延宝房総沖地震津波のひたちなか市における浸水高は4.5～5.5m、2011年東北地方太平洋沖地震の発電所での痕跡高は概ね5～6m（最大6.5m）である。</u></p>	<p>3. 津波評価</p> <p>3.1 概要 <u>本章においては、標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性がないと評価した根拠である、事業変更許可における津波評価の概要を示す。</u> <u>事業変更許可における津波評価においては、既往知見を踏まえた津波の評価を行い、想定される津波の規模観について把握した上で、施設の安全性評価として、すべり量が既往知見を大きく上回る波源モデルによる検討を行い、<u>標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性について検討を行っている。</u></u></p> <p>3.2 既往津波に関する検討</p> <p>(1) 近地津波 <u>敷地周辺における主な既往の近地津波の津波高を比較した結果、敷地近傍に大きな影響を及ぼしたと考えられる近地津波は、1856年の津波、1968年十勝沖地震に伴う津波及び2011年東北地方太平洋沖地震に伴う津波と評価した。</u></p> <p>(2) 遠地津波 <u>敷地周辺における主な既往の遠地津波の津波高を比較した結果、敷地近傍に影響を及ぼしたと考えられる遠地津波は1960年チリ地震津波であるが、近地津波の津波高を上回るものではないと評価した。</u></p> <p>(3) 既往津波の評価 <u>既往津波に関する文献調査の結果、敷地近傍に大きな影響を及ぼしたと考えられる既往津波は、1856年の津波、1968年十勝沖地震に伴う津波及び2011年東北地方太平洋沖地震に伴う津波と評価した。</u></p>	<p>事業変更許可申請における津波の到達可能性に係る評価内容に基づく記載とした。各評価内容に係る備考欄の記載においては、許可との整合性が明確となるよう、当該評価内容を示す事業変更許可申請書の添付書類四「8. 津波」の章番号について示す。</p> <p>3.1 については添四_8.1 に基づき記載。</p> <p>3.2(1) については添四_8.2.1.1(1) に基づき記載。</p> <p>3.2(2) については添四_8.2.1.1(2) に基づき記載。</p> <p>3.2(3) については添四_8.2.1.1(3) に基づき記載。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較

【VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書】(6/12)

発電炉	再処理施設	備考
<p>3. 地震に起因する津波</p> <p>発電所に影響を与える可能性がある<u>地震に伴う津波として、プレート間地震及び海洋プレート内地震に起因する津波並びに敷地周辺の海域活断層による地殻内地震に起因する津波を考慮している。</u></p> <p>3.1 プレート間地震に起因する津波</p> <p><u>プレート間地震に起因する津波については、2011年東北地方太平洋沖地震の特徴である、破壊領域、すべり、地震の発生メカニズム及び発生確率に関する情報に着目して行った分析を踏まえ、茨城県沖に想定する津波波源を設定している。さらに、茨城県沖に想定する津波波源について、断層面積及びすべり量に関する保守性を考慮した、茨城県沖から房総沖に想定する津波波源を設定している。当該津波の津波波源を図1に示す。</u></p>	<p>3.3 既往知見を踏まえた津波の評価</p> <p>(1) 地震に起因する津波の評価</p> <p><u>① 対象とする地震</u></p> <p><u>地震に起因する津波の評価においては、敷地に影響を与える可能性がある津波の波源として、プレート間地震、海洋プレート内地震及び海域の活断層による地殻内地震について検討した。</u></p> <p><u>② 数値シミュレーション</u></p> <p><u>既往津波の再現性確認を行った計算モデルを用いて数値シミュレーションを行った。評価位置については、尾駈沼の形状を踏まえ尾駈沼奥の地点を選定した。</u></p> <p><u>③ プレート間地震に起因する津波の評価</u></p> <p><u>プレート間地震として、三陸沖北部のプレート間地震、津波地震及び三陸沖北部と隣り合う領域の連動を考慮した連動型地震について検討した。</u></p> <p><u>連動型地震については、三陸沖北部から北方の千島海溝沿いの領域への連動を考慮した連動型地震（以下、「北方への連動型地震」という。）及び三陸沖北部から南方の日本海溝沿いの領域への連動を考慮した連動型地震（以下、「南方への連動型地震」という。）が考えられるが、南方への連動型地震については青森県海岸津波対策検討会の検討結果の知見があることから、本評価では北方への連動型地震の波源モデルを設定して検討を実施した上で、当該結果と南方への連動型地震に係る青森県海岸津波対策検討会による検討結果を比較することとした。</u></p> <p><u>a. 基本モデル</u></p> <p><u>(a) 三陸沖北部のプレート間地震</u></p> <p><u>三陸沖北部のプレート間地震の波源モデルについては、1856年の津波が古記録より推定されていることから、同一海域で発生し各地の津波高が数多く観測されている1968年十勝沖地震に伴う津波を対象とすることとし、1968年十勝沖地震に伴う津波の波源モデルをもとに、地</u></p>	<p>備考</p> <p>3.3(1) ①については添四_8.3.1.1に基づき記載。</p> <p>3.3(1) ②については添四_8.3.1.2に基づき記載。</p> <p>3.3(1) ③については添四_8.3.1.3に基づき記載。</p> <p>3.3(1) ③a. (a)については添四_8.3.1.3(1)a.に基づき記載。</p>

発電炉—再処理施設 記載比較

【VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書】(7/12)

発電炉	再処理施設	備考
	<p><u>震規模が既往最大の $M_w8.4$ となるようにスケーリング則に基づき設定した。当該波源モデルの位置及び諸元に基づき実施した数値シミュレーションの結果、評価位置における津波高は T. M. S. L. +1.38m であった。</u></p> <p><u>(b) 津波地震</u> 津波地震の波源モデルについては、1896 年明治三陸地震津波の波源モデル（地震規模は既往最大の $M_w8.3$）を設定した。当該波源モデルの位置及び諸元に基づき実施した数値シミュレーションの結果、評価位置における津波高は T. M. S. L. +1.28m であった。</p> <p><u>(c) 北方への連動型地震</u> 北方への連動型地震の波源モデルについては、敷地前面の三陸沖北部から根室沖までの領域を想定波源域とし、2011 年東北地方太平洋沖地震の知見等も踏まえ、すべりの不均質性等を考慮した波源モデル ($M_w9.04$) を設定した。当該波源モデルの位置及び諸元に基づき実施した数値シミュレーションの結果、評価位置における津波高は T. M. S. L. +2.32m であった。</p> <p><u>b. 不確かさの考慮に係る評価</u> 評価位置における津波高が最大となる北方への連動型地震について、波源特性、波源位置及び破壊開始点の不確かさを考慮し評価を実施した。さらに、不確かさの考慮において評価位置における津波高が最大となるケースと、南方への連動型地震である青森県の結果の比較を行い、津波高の高いケースをプレート間地震に起因する津波の最大ケースとして評価した。</p> <p><u>波源特性の不確かさについては、すべり量の不確かさを考慮したすべり量割増モデル及びすべり分布の不確かさを考慮した海溝側強調モデルを設定した。数値シミュレーションの結果、評価位置における津波高は、すべり量割増モデルで T. M. S. L. +3.01m、海溝側強調モデルで T. M. S. L. +3.00m であった。</u></p>	<p>3.3(1)③a.(b)については添四_8.3.1.3(1)b.に基づき記載。</p> <p>3.3(1)③a.(c)については添四_8.3.1.3(1)c.に基づき記載。</p> <p>3.3(1)③b.については添四_8.3.1.3(2)に基づき記載。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較

【VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書】(8/12)

発電炉	再処理施設	備考
<p>3.2 海洋プレート内地震に起因する津波</p> <p><u>海洋プレート内地震に起因する津波については、地震調査研究推進本部、土木学会等に基づき、三陸沖北部から房総沖までを発生領域とした津波波源を設定している。当該津波の津波波源を図2に示す。</u></p> <p><u>なお、プレート間地震の概略パラメータスタディ結果と比較して、最大水位上昇下降量が小さいため、詳細検討については省略している。</u></p>	<p><u>波源位置の不確かさについては、すべり量割増モデル及び海溝側強調モデルのそれぞれについて、北へ約50km移動させたケース並びに南へ約50km、約100km及び約150km移動させたケースを設定した。数値シミュレーションの結果、評価位置における津波高が最大となるのは、すべり量割増モデルを南に約100km移動させたケースで、T.M.S.L. +3.65mであった。</u></p> <p><u>破壊開始点の不確かさについては、波源位置を変動させた検討において評価位置における津波高が最大となるすべり量割増モデルを南に約100km移動させたケースを対象に破壊開始点の異なる複数のケースを設定した。数値シミュレーションの結果、評価位置における津波高は最大ケースで、T.M.S.L. +4.00mであった。</u></p> <p><u>また、以上の北方への連動型地震に係る検討結果と南方への連動型地震に係る検討結果を比較した結果、北方への連動型地震に起因する津波が南方への連動型地震に起因する津波を上回る結果であることを確認した。</u></p> <p><u>以上より、プレート間地震に起因する津波について、評価位置における津波高が最大となるのは、北方への連動型地震に不確かさを考慮したケースであり、その津波高は評価位置においてT.M.S.L. +4.00mであった。</u></p> <p>④ 海洋プレート内地震に起因する津波の評価</p> <p><u>海洋プレート内地震の波源モデルについては、1933年昭和三陸地震津波の波源モデルをもとに、地震規模が既往最大のM_w8.6となるようにスケーリング則に基づき設定した。当該波源モデルの位置及び諸元に基づき実施した数値シミュレーションの結果、評価位置における津波高はT.M.S.L. +1.35mであった。以上を踏まえると、海洋プレート内地震に起因する津波は、プレート間地震に起因する津波を上回るものではない。</u></p>	<p>3.3(1)④については添四_8.3.1.4に基づき記載。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較

【VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書】(9/12)

発電炉	再処理施設	備考
<p>3.3 海域活断層による地殻内地震に起因する津波 <u>海域活断層による地殻内地震に起因する津波については、地質調査結果における評価に基づき、津波波源を設定した。当該津波の津波波源を図3に示す。</u> <u>なお、プレート間地震の概略パラメータスタディ結果と比較して、最大水位上昇量が小さいため、詳細検討については省略している。</u></p> <p>4. 地震以外に起因する津波 <u>発電所に影響を与える可能性がある地震以外を要因とする津波として、陸上及び海底での地すべり並びに斜面崩壊に起因する津波、火山現象に起因する津波を考慮している。</u></p> <p>4.1 陸上及び海底での地すべり並びに斜面崩壊に起因する津波 <u>陸上及び海底での地すべり並びに斜面崩壊に起因する津波については、沿岸陸域の地すべり地形及び海底地すべり地形を抽出し、発電所への影響を評価している。</u> <u>沿岸陸域における地すべり地形については、文献調査及び現地確認によると、発電所に影響を与える可能性がある沿岸陸域の地すべり地形は認められていない。</u> <u>海底地すべり地形については、文献調査、海上音波探査記録等の確認によると、発電所に影響を与える可能性がある海底地すべり地形は認められていない。</u> <u>なお、日本の領海外では、ハワイ付近に海底地すべりが認められることから、文献調査、海底地形判読等を踏まえて、海底地すべりに起因する津波を評価した結果、敷地への影響は小さいことを確認している。</u></p>	<p>⑤ <u>海域の活断層による地殻内地震に起因する津波の評価</u> <u>海域の活断層による地殻内地震に起因する津波の推定津波高は最大でも0.3mであり、プレート間地震に起因する津波と比べて影響は非常に小さい。</u></p> <p>(2) 地震以外の要因に起因する津波の評価</p> <p>① 地すべり等に起因する津波の評価</p> <p><u>文献調査によると、敷地周辺における陸上及び海底の地すべり並びに斜面崩壊による歴史津波の記録は知られておらず、敷地周辺陸域の海岸付近における大規模な地すべり地形及び敷地周辺海域における海底地すべり地形は認められない。</u> <u>また、海底地形調査により抽出された地すべり地形に基づく数値シミュレーションにより敷地への影響を評価した結果、評価位置前面における津波高は、最大でも0.20mであり、プレート間地震に起因する津波と比べて影響は非常に小さいと評価した。</u></p>	<p>3.3(1) ⑤については添四_8.3.1.5に基づき記載。</p> <p>3.3(2) ①については添四_8.3.2.1に基づき記載。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較

【VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書】(10/12)

発電炉	再処理施設	備考
<p>4.2 火山現象に起因する津波 敷地周辺において、<u>火山現象による歴史津波の記録はなく、海底活火山の存在も認められないことから、火山現象に起因する津波について、敷地への影響はない。</u> <u>なお、日本海溝の海溝軸よりも沖合いでは海底火山（プチスポット）が認められていることから、文献調査を踏まえて、火山現象に起因する津波を評価した結果、敷地への影響は小さいことを確認している。</u></p> <p>5. 津波発生要因の組み合わせの検討 <u>地震に起因する津波及び地震以外に起因する津波の評価を踏まえ、津波発生要因の組み合わせについて検討している。</u> <u>地震以外に起因する津波について敷地への影響は小さいこと及び各津波発生要因の関連性はないことから、地震に起因する津波と地震以外に起因する津波の組み合わせの必要はないと評価している。</u></p>	<p>② 火山現象に起因する津波の評価 <u>文献調査によると、敷地周辺に大きな影響を及ぼした、火山現象による歴史津波の記録は知られていないことから、火山現象に起因する津波については、影響は極めて小さいと評価した。</u></p> <p>(3) まとめ <u>既往知見を踏まえた津波の評価として、地震及び地震以外の要因に起因する津波について評価を行った結果、想定される津波の規模観は評価位置において T.M.S.L. + 4.00m 程度であった。なお、地震以外の要因に起因する津波の影響は非常に小さいことから、地震に起因する津波との重畳を考慮したとしても想定される津波の規模観への影響はない。</u></p> <p>3.4 施設の安全性評価 (1) 評価概要 <u>施設の安全性評価として、標高 40m の敷地高さへ津波が到達する可能性がないことを確認するため、すべり量が既往知見を大きく上回る波源モデルによる検討を実施した。</u> (2) 波源モデルの設定 <u>すべり量が既往知見を大きく上回る波源モデルについては、国内外の巨大地震のすべり量に関する文献調査結果を踏まえ、既往の巨大地震及び将来予測のモデルにおける最大すべり量を上回るよう、既往知見を踏まえた津波の評価において津波高が最も高いケースの波源モデルの各領域のすべり量を 3 倍にしたモデル（以下、「すべり量 3 倍モデル」という。）を設定した。</u></p>	<p>3.3(2) ②については添四 _8.3.2.2 に基づき記載。</p> <p>3.3(3) については添四 _8.3.3 に基づき記載。</p> <p>3.4(1) については添四 _8.4.1 に基づき記載。</p> <p>3.4(2) については添四 _8.4.2 に基づき記載。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較

【VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書】(11/12)

発電炉	再処理施設	備考
<p>6. 基準津波</p> <p><u>想定した津波のうち、発電所に大きな影響を及ぼすおそれがある津波として、茨城県沖から房総沖に想定するプレート間地震による津波を選定し、基準津波としている。</u></p> <p><u>基準津波は、時刻歴波形に対して施設からの反射波の影響が微小となるよう、敷地前面の沖合い約19km（水深100m 地点）の位置で策定している。基準津波策定位置における上昇側の最高水位はT.P. +7.1m、下降側の最低水位はT.P. -3.3mである。基準津波の策定位置及び水位の時刻歴波形を図4に示す。</u></p> <p><u>評価の結果、防潮堤前面の最高水位は T.P. +17.1m、取水口前面の最低水位は T.P. -4.9m となった。それらの結果を図5に示す。</u></p>	<p><u>また、既往の巨大地震及び将来予測のモデルにおけるすべり分布を見ると、<u>超大すべり域のようなすべりの大きな領域は波源域全体には分布していないことを踏まえ、すべり量が既往知見を大きく上回るもう一つの波源モデルとして、波源域全体を超大すべり域としたモデル（以下、「全域超大すべり域モデル」という。）を設定した。</u></u></p> <p><u>(3) 評価結果</u></p> <p><u>すべり量が既往知見を大きく上回る「すべり量3倍モデル」及び「全域超大すべり域モデル」による検討の結果、津波は、<u>標高40mの敷地高さには到達しておらず、また、津波が海洋放出管を経路として標高40mの敷地高さに到達する可能性もないことを確認した。</u></u></p>	<p>3.4(3)については添四-8.4.3に基づき記載。</p> <p>再処理施設では、事業変更許可申請書において、評価対象施設の設置される敷地高さまで津波が到達する可能性がなく施設の安全性等が損なわれるおそれがないと評価しており、基準津波は策定していないことから記載していない。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較

【VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書】(12/12)

発電炉	再処理施設	備考
<p><u>V-1-1-2-2-3 入力津波の設定</u> (省略)</p> <p><u>V-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価</u> (省略)</p> <p><u>V-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針</u> (省略)</p>		<p>発電炉の「V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書」において「V-1-1-2-2-3 入力津波の設定」以降は入力津波の設定等に係る内容であることから省略する。</p>

別紙 5

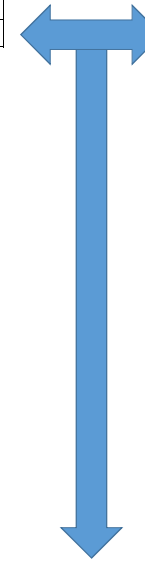
補足説明すべき項目の抽出

	基本設計方針	添付書類	補足すべき事項	
1	<p>第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.2 津波による損傷の防止</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設は、事業指定基準規則の解釈別記3に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に設置し、また、可搬型重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。</p> <p>耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備（これらの施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む）を設置する敷地並びに可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており、事業変更許可においては、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ、汀線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管は、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約55mの敷地に設置されることから、海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはないことを確認している。</p> <p>したがって、津波によって、耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。</p>	<p>VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書</p>	<p>【1. 概要】 【2. 耐津波設計の基本方針】 ・事業変更許可において、「3. 津波評価」に示すとおり、標高40mの敷地高さに津波が到達する可能性がないことを確認しており、津波により耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>【3. 津波評価】 ・標高40mの敷地高さに津波が到達する可能性がないとした根拠となる、事業変更許可申請書（添付書類四）における津波評価結果の概要を示す。 ・津波評価においては、文献調査により既往津波に関する検討を行ったうえで、既往知見を踏まえた津波の評価として、地震及び地震以外の要因に起因する津波について評価を行い、想定される津波の規模観を評価した。 ・さらに、施設の安全性評価として、すべり量が既往知見を大きく上回る波源モデルによる検討を実施した結果、津波が、標高40mの敷地高さに到達する可能性はないことを確認した。</p>	<p>※補足すべき事項の対象なし</p>

補足説明すべき項目の抽出
(第七条, 第三十四条 津波による損傷の防止)

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目
基本設計方針からの展開では、補足すべき事項はない。

発電炉の補足説明資料の説明項目		展開要否	理由
補足-60-1 津波への配慮に関する説明書	1. 入力津波の評価	—	発電炉の補足説明資料については入力津波の設定に係る事項等の施設の 詳細な津波設計に係る内容であり、 再処理施設において対象となる事項 はないことから、確認の結果として 追加で補足すべき事項はない。
	2. 津波防護対象設備	—	
	3. 取水性に関する考慮事項	—	
	4. 漂流物に関する考慮事項	—	
	5. 設計における考慮事項	—	
	6. 浸水防護施設に関する補足資料	—	



基本設計方針からの展開では補足すべき事項がなく、また、発電炉の補足説明資料については入力津波の設定に係る事項等の施設の
詳細な津波設計に係る内容であり、再処理施設において対象となる事項はないことから、確認の結果として追加で補足すべき事項はない。

なお、補足説明事項がないため別紙5③は作成しない。

別紙 6



変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

基本設計方針の第1回申請範囲

全体	第1回申請範囲
<p>第1章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.2 津波による損傷の防止</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設は、事業指定基準規則の解釈別記3に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に設置し、また、可搬型重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。</p> <p>耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備（これらの施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む）を設置する敷地並びに可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており、事業変更許可においては、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ、汀線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管は、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約55mの敷地に設置されることから、海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはないことを確認している。</p> <p>したがって、津波によって、耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.2 津波による損傷の防止</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設は、事業指定基準規則の解釈別記3に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に設置し、また、可搬型重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。</p> <p>耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備（これらの施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む）を設置する敷地並びに可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約50mから約55m及び海岸からの距離約4kmから約5kmの地点に位置しており、事業変更許可においては、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高40mの敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ、汀線部から沖合約3kmまで敷設する海洋放出管は、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約55mの敷地に設置されることから、海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはないことを確認している。</p> <p>したがって、津波によって、耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。</p>

第1回申請にて全ての範囲を記載する。

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ

変 更 前	変 更 後
<p>第 1 章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.2 津波による損傷の防止</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設は、安全機能を有する施設のうち耐震重要施設とし、当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、耐震重要施設は津波による影響を受けない位置に設置する設計とする。</p> <p>耐震重要施設（当該施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む）を設置する敷地は、標高約 55m 及び海岸からの距離約 5km の地点に位置しており、敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ、汀線部から沖合約 3km まで敷設する海洋放出管は、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約 55m の敷地に設置されることから、海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはない。</p> <p>したがって、津波によって、耐震重要施設の安全機能が損なわれるおそれはない。</p>	<p>第 1 章 共通項目</p> <p>3. 自然現象等</p> <p>3.2 津波による損傷の防止</p> <p>設計上考慮する津波から防護する施設は、事業指定基準規則の解釈別記 3 に基づき安全機能を有する施設のうち耐震重要施設及び重大事故等対処施設とし、これらの施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に設置し、また、可搬型重大事故等対処設備は津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。</p> <p>耐震重要施設及び重大事故等対処施設のうち常設重大事故等対処設備（これらの施設に波及的影響を及ぼして必要な機能を損なわせるおそれがある施設を含む）を設置する敷地並びに可搬型重大事故等対処設備を保管する敷地は、標高約 50m から約 55m 及び海岸からの距離約 4km から約 5km の地点に位置しており、事業変更許可においては、断層のすべり量が既往知見を大きく上回る波源を想定した場合でも、より厳しい評価となるように設定した標高 40m の敷地高さへ津波が到達する可能性はなく、また、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋から導かれ、汀線部から沖合約 3km まで敷設する海洋放出管は、低レベル廃液処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋が標高約 55m の敷地に設置されることから、海洋放出管の経路からこれらの建屋に津波が流入するおそれはないことを確認している。</p> <p>したがって、津波によって、耐震重要施設の安全機能及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれはない。</p>
<p>既設工認に記載はないが、当事業所の立地的特徴を踏まえ津波により耐震重要施設の安全機能が損なわれるおそれがないことは既設工認時より想定しているため、変更前に記載。なお、既許可において、主要な再処理施設の設置位置の標高のほか、自然現象によって安全機能が損なわれることのない構造及び配置とすることを記載している。</p>	
<p>【凡例】</p> <p> : その他既設工認に記載されていないが、従前より設計上考慮して実施していたもの</p> <p> : 既認可等のエビデンス</p>	

津波① - 1, 2

B. 再処理能力

再処理施設の再処理能力は、前記A. に示す仕様を満たすBWR使用済燃料及びPWR使用済燃料について以下のとおりである。

年間の最大再処理能力 : 800 t・U_{PR}

1日当たりの最大再処理能力 : 4.8 t・U_{PR}

四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法

A. 再処理施設の位置、構造及び設備

イ. 再処理施設の位置

(1) 敷地の面積及び形状

敷地は、青森県上北郡六ヶ所村に位置し、標高60m前後の^{いやさかたい}弥栄平と呼ばれる台地にあり、北東部が^{おぶち}尾駁沼に面している。

敷地内の地質は、新第三紀層及びこれを覆う第四紀層からなっている。

敷地に近い主な都市は、三沢市（南約30 km）、むつ市（北北西約40 km）、十和田市（南南西約40 km）、八戸市（南南東約50 km）及び青森市（西南西約50 km）である。

敷地は、北東部を一部欠き、西側が緩い円弧状の長方形に近い部分と、その南東端から東に向かう帯状の部分からなり、帯状の部分は途中で二またに分かれている。総面積は、帯状の部分約30万m²を含めて約380万m²である。

(2) 敷地内における主要な再処理施設の位置

主要な再処理施設を収容する建物及び構築物は、敷地の西側部分を標高約55mに整地造成して、設置する。

敷地のほぼ中央に主排気筒を設置し、その西側に前処理建屋、分離建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、非常用電源建屋及び第1ガラス

ロ. 再処理施設の一般構造

再処理施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)等の関係法令の要求を満足するよう設計する。また、「再処理施設安全審査指針」にも適合する構造とする。

(1) 核燃料物質の臨界防止に関する構造

再処理施設における臨界事故を防止するため、次のような安全設計及び安全対策を講じた構造とする。

- (i) 単一ユニットは、技術的に見て想定されるいかなる場合でも、形状寸法管理, 濃度管理, 質量管理, 同位体組成管理及び中性子吸収材管理並びにこれらの組合せにより臨界を防止する対策を講ずる設計とする。
- (ii) 複数ユニットは、技術的に見て想定されるいかなる場合でも、単一ユニット相互間の適切な配置の維持, 単一ユニット相互間における中性子しゃへい材の使用等並びにこれらの組合せにより臨界を防止する対策を講ずる設計とする。
- (iii) 系統及び機器（ここでいう機器は、配管を含み、以下「機器」という。）の単一故障又は誤動作若しくは運転員の単一誤操作を想定しても臨界に達しないよう設計する。

また、万一の臨界事故の発生に備え、核燃料物質を取り扱う施設は、必要に応じて臨界警報装置を設置する設計とする。

さらに、臨界管理上重要な溶解施設の溶解槽では、万一臨界事故が発生したとしても、中性子吸収材の注入等の未臨界にするための措置を講ずる設計とする。

(2) 放射線のしゃへいに関する構造

再処理施設は、次の方針に基づきしゃへい設計を行う。

設計に当たっては、立地条件及び施設設計の実現可能性を考慮し、放射性物質の放出及び施設からの放射線に起因する敷地周辺の一般公衆の線量が十分小さくなるよう放出放射性物質量の低減、及び適切なしゃへいの設置を行う。

また、放射線業務従事者の立入場所における線量を合理的に達成できる限り低減できるように、放射線業務従事者の作業性等を考慮して、しゃへい、機器の配置、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を合理的に達成可能な限り講ずる。

(ii) 再処理施設は、使用済燃料及びその溶解液、放射性廃棄物等の貯蔵、処理時に発生する崩壊熱による異常な温度上昇を防止する設計とする。

(iii) 再処理施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性の高いものとする。運転員の誤操作等による異常事態に対しては、警報により運転員が措置できるようにするとともに、もし、時間的にその修正動作をとれない場合にも安全保護系等の動作により、その結果が一般公衆に過度の放射線被ばくを与えないように設計する。

(iv) 再処理施設は、敷地で予想される台風、異常寒波、豪雪等の自然現象によってもその安全機能が損なわれることのない構造及び配置とする。

(v) 再処理施設の上空には三沢特別管制区があり、南方向約10 kmの位置には三沢対地訓練区域がある。三沢対地訓練区域で対地射爆撃訓練飛行中の航空機が施設に墜落する可能性は極めて小さいが、当区域で多くの訓練飛行が行われているという立地地点固有の社会環境等を配慮し、仮に訓練飛行中の航空機が施設に墜落することを想定したときに、一般公衆に対して著しい放射線被ばくのリスクを与えるおそれの